

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務、退院等の請求に関する事務又は措置入院等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務、退院等の請求に関する事務又は措置入院等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言致します。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和4年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務、退院等の請求に関する事務又は措置入院等に関する事務
②事務の概要	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的として精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務、退院等の請求に関する事務又は措置入院等に関する事務を行う。</p> <p>【精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務】</p> <p>①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>②精神障害者保健福祉手帳の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務</p> <p>⑤氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑥精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p> <p>【退院等の請求に関する事務】</p> <p>①退院等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>【措置入院等に関する事務】</p> <p>①診察に関する事務</p> <p>②入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務</p> <p>③費用の徴収に関する事務</p> <p>④仮退院の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	①手帳交付管理システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
①精神障害者保健福祉手帳ファイル ②退院等の請求ファイル ③措置入院ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第14項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,106,116項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12,20,21,22,28,29,30,31,42,53条</p> <p>(情報照会)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第22,23,24,25項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16,17,18条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障がい者支援部 こころの健康センター
②所属長の役職名	こころの健康センター所長 古閑 章浩
	健康保健福祉局障がい者支援部 障がい保健福祉課精神保健福祉室
	障がい保健福祉課精神保健福祉室長 満永 安彦
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 TEL 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務及び退院等の請求に関する事務について) 熊本市健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 TEL 096-366-1171 (措置入院等に関する事務について) 熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課精神保健福祉室 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 TEL 096-361-2293

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

